

# 平成25年第5回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成25年12月2日（月曜日）

---

## ○議事日程

平成25年12月2日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 許可第 1号 防府市議会副議長の辞職について（追加）
- 5 選挙第 1号 防府市議会副議長の選挙について（追加）
- 6 選任第 5号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について  
各常任委員会正副委員長の互選について  
議会運営委員会の閉会中の継続調査について（追加）
- 7 市長行政報告
- 8 推薦第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 9 選任第 3号 防府市公平委員会委員の選任について
- 10 選任第 4号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 11 報告第 24号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 12 報告第 25号 契約の報告について
- 13 議案第 85号 二級河川の指定の廃止について
- 14 議案第 86号 工事請負契約の一部変更について
- 15 議案第 87号 指定管理者の指定について  
議案第 88号 指定管理者の指定について  
議案第 89号 指定管理者の指定について  
議案第 90号 指定管理者の指定について  
議案第 91号 指定管理者の指定について
- 16 議案第 92号 防府市行政経営改革大綱について
- 17 議案第 93号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約  
の変更について
- 18 議案第 94号 防府市男女共同参画推進条例の制定について
- 19 議案第 95号 防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定につ

いて

- 議案第 96号 防府市事務分掌条例中改正について
- 20 議案第 97号 防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正について
- 21 議案第 98号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
- 22 議案第 99号 防府市自転車競走実施条例中改正について
- 23 議案第 100号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 24 議案第 101号 防府市災害派遣手当等に関する条例中改正について
- 25 議案第 102号 防府市水防条例中改正について
- 26 議案第 103号 平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）
- 27 議案第 104号 平成25年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 105号 平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 106号 平成25年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 107号 平成25年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 108号 平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 109号 平成25年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 110号 平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

---

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

○出席議員（25名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 高砂朋子君  | 2番  | 久保潤爾君  |
| 3番  | 山田耕治君  | 4番  | 吉村弘之君  |
| 5番  | 橋本龍太郎君 | 6番  | 木村一彦君  |
| 7番  | 山本久江君  | 8番  | 安村政治君  |
| 9番  | 上田和夫君  | 10番 | 田中敏靖君  |
| 11番 | 和田敏明君  | 12番 | 藤村こずえ君 |
| 13番 | 清水浩司君  | 14番 | 重川恭年君  |

15番	安藤二郎君	16番	山根祐二君
17番	山下和明君	18番	河杉憲二君
19番	三原昭治君	20番	今津誠一君
21番	平田豊民君	22番	中林堅造君
23番	田中健次君	24番	松村学君
25番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	吉川祐司君
総務課長	林慎一君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	福谷真人君	健康福祉部長	清水敏男君
産業振興部長	山本一之君	土木都市建設部長	金子俊文君
入札検査室長	福田一夫君	会計管理者	木村雅幸君
教育部長	原田知昭君	農業委員会事務局長	堀浩二君
選挙管理委員会事務局長	福田直之君	監査委員事務局長	藤本豊君
消防長	牛丸正美君	上下水道局次長	大田隆康君

○事務局職員出席者

議会事務局長	中村郁夫君	議会事務局次長	末岡靖君
議会事務局次長補佐	大田勝明君	議会事務局係長	小阪みどり君

午前10時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから、平成25年第5回防府市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、田中敏靖議員、11番、和田議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

#### 会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月25日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月25日までの24日間と決定をいたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

---

#### 許可第1号防府市議会副議長の辞職について（追加）

○議長（行重 延昭君） 本日、重川副議長から私のほうに副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件については、一身上に関する事柄でありますので、重川副議長の退席を求めます。

〔副議長退席〕

○議長（行重 延昭君） まず、辞職願を局長より朗読をさせます。

○議会事務局長（中村 郁夫君） それでは、朗読いたします。

#### 辞職願

私儀、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い申し上げます。

平成25年12月2日

防府市議会副議長 重川恭年

防府市議会議長 行重延昭様

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本件については、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、重川前副議長から辞職の御挨拶をいただきたいと思います。重川前副議長。

〔前副議長 重川 恭年君 登壇〕

○14番（重川 恭年君） おはようございます。

副議長を辞職するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年、改選後の12月議会におきまして、皆様の御推挙によりまして、副議長の要職に就任させていただきました。この1年間、行重議長を補佐する立場として至らなかつた点多々あったかと思いますが、公正で円滑な議会運営を心がけてまいったつもりでございます。

皆様の御支援と御協力によりまして大過なく務めることができました。厚く御礼を申し上げます。

また、理事者の皆様方にはいろいろと御教示をいただき、心より感謝申し上げます。高いところからではございますが、御礼を申し上げます。

今後とも、議員の一員として市勢の発展に努力してまいりたいと考えておりますので、変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、辞職の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

---

#### 選挙第1号防府市議会副議長の選挙について（追加）

○議長（行重 延昭君） ただいま副議長が欠員となりました。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから、投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○議長（行重 延昭君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員数は 25 名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

なお、議員の中には同姓の方もおられますので、この場合は姓名ともにお書きください。姓だけのものは無効となりますので、くれぐれも御注意くださいますよう申し添えておきます。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

それでは、点呼を行います。

○議会事務局長（中村 郁夫君） それでは、申し上げます。

〔点呼 投票〕

○議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（行重 延昭君） これより、開票を行います。

防府市議会会議規則第 30 条第 2 項の規定によりまして、立会人に上田議員、平田議員、御兩名を御指名いたします。

立会人の御兩名は、前に出ていただきます。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

○議長（行重 延昭君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 25 票

有効投票中

三原議員	13票
今津議員	10票
木村議員	2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票でございます。よって、三原議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました三原議員に、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。局長より、お渡しいたします。

〔当選告知〕

○議長（行重 延昭君） これより副議長に当選をされました三原議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

〔副議長 三原 昭治君 登壇〕

○副議長（三原 昭治君） ただいま御推挙をいただきまして、まことにありがとうございます。

微力ではございますが、議長の補佐役として務めさせていただき、円滑で公平な議会運営に努めてまいりますので、どうか御協力よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（行重 延昭君） ここで、甚だ僭越でございますが、皆様にかわりまして、重川前副議長と三原副議長に私のほうから一言、謝辞とお祝いの言葉を述べさせていただきます。

〔議長 行重 延昭君 登壇〕

○議長（行重 延昭君） 重川前副議長におかれましては、この一年間、私を補佐していただくとともに、円滑な議会運営のために一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対し、衷心よりお礼を申し上げます。

今後とも、そのすぐれた識見と判断力を遺憾なく発揮され、防府市発展のため御活躍くださいますようお願い申し上げます。

まことに意を尽くしませんけれども、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

また、三原新副議長におかれましては、御就任おめでとうございます。

現在、景気の回復は地方に拡大しつつあると言われておりますけど、実感できていないのが今の現状でございます。また、地方分権や少子化、高齢化に伴うさまざまな課題を抱えております。

引き続き、さらなる議会改革に取り組んでいく必要があります、大切な時期であると考えております。

副議長就任でございますので、三原副議長さんには、豊富な知識と経験をもとに、政治的な手腕を遺憾なく発揮していただき、防府市発展のため、また議会運営のため、御尽力賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単でございますけれども、お祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございます。

---

### 挨拶

○議長（行重 延昭君） ここで、市長から執行部を代表して、新旧副議長に御挨拶を申し述べられます。よろしく申し上げます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 執行部を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

重川議員さんには、豊かな行政経験のもとに副議長として市議会のリーダーシップをとっていただき、この一年間御苦労さまでございました。

また、三原議員さんには、これから市議会の副議長さんとして、その経験を生かされて公平な議会運営のために御尽力をいただけるものと確信をいたしております。

私ども執行部にお二方が、よりさまざまな御意見や御提言も頂戴いたしたいと存じておるところでございます。

今後のお二方の御活躍を心より念じ上げまして、御挨拶といたします。終わります。

---

### 選任第5号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

#### 各常任委員会正副委員長の互選について

○議長（行重 延昭君） 選任第5号及び各常任委員会正副委員長の互選についてを一括議題といたします。

これより、議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第8条の規定により御指名いたします。事務局長から報告させます。

○議会事務局長（中村 郁夫君） 御報告申し上げます。敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

今津議員、上田議員、重川議員、橋本議員、藤村議員、山田議員、山根議員、山本議員、和田議員、以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ



御指名したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員に、ただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

お諮りいたします。ここで、議会運営委員会の正副委員長の互選及び慣例により常任委員会の正副委員長の互選を行いたいと思います。

したがいまして、この際、各委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をし、各委員会を開催していただくことにいたしたいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、これより暫時休憩をし、議会運営委員会及び各常任委員会を開催の上、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会の開催順序及び開催場所を申し上げます。

まず初めに、議会運営委員会を1階第1委員会室において開催いたします。

次に、3常任委員会を開催いたします。開催場所は、総務委員会、1階第1委員会室、教育厚生委員会、1階第1応接室、環境経済委員会、1階議会運営委員会室でございます。

その後、予算委員会を3階全員協議会室において開催をいたします。

以上でありますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時27分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

議会運営委員長、重川議員、同副委員長、上田議員、総務委員長、松村議員、同副委員長、橋本議員、教育厚生委員長、河杉議員、同副委員長、久保議員、環境経済委員長、山田議員、同副委員長、吉村議員、予算委員長、安藤議員、同副委員長、上田議員、以上でございます。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続調査について（追加）

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。お手元に配付いたしております申出書のとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題といたします。

議会運営委員長から防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

#### 市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 生活保護費返還請求事件の応訴について御報告申し上げます。

平成23年3月4日に防府市福祉事務所長から本事件の原告に対し、不実の申請、そのほか不正な手段により生活保護を受けたとして、生活保護法第78条に基づく費用徴収決定の処分が行われました。

これに対し原告は、その処分を不服として、行政不服審査法の規定に基づき、同年4月6日に防府市に対し、費用徴収決定処分の取り消し等の審査請求を行い、本市は本年4月8日に当該審査請求に対し、一部を却下し、その余を棄却する裁決をいたしました。

その後、本年9月5日に、原告から本市の行った裁決に不服があるとして、生活保護費返還請求の訴状が山口地方裁判所に提出されました。

訴えの内容は、平成23年3月4日に防府市福祉事務所長が原告に対し行った費用徴収決定の処分の取り消し及び本年4月8日に本市が行った審査請求の裁決の取り消しを求めるものであります。

市といたしましては、本訴状の内容は、承服しがたいものでございますので、市の顧問弁護士であります中山弁護士をこの訴訟の代理人に委任し、これに対応しているところでございます。

なお、訴訟に早急に対応する必要がございましたので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただきました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。

したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

---

#### 推薦第4号人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行重 延昭君） 推薦第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 推薦第4号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち、村田晶子氏、山本三喜夫氏の任期が平成26年3月31日をもって満了となりますので、人権擁護委員候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

山本委員は、人権擁護委員として、平成23年から1期3年間にわたり、本市の人権擁護に御尽力をいただきましたが、今期をもって退任されることになりました。

御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

村田委員につきましては、引き続き推薦いたすとともに、新たに永田秀孝氏を委員としてお願いするものでございます。

永田氏は、司法書士・行政書士事務所を開設されており、平成17年11月からは、防府市個人情報保護審議会委員としてもお務めいただいております。

両氏とも人権擁護に対しまして情熱を持っておられ、これまでの豊富な御経験を生かしていただけるものと確信いたしております。

御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第4号については、これに同意することに決しました。

---

#### 選任第3号防府市公平委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第3号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち島田佐富志氏が12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

島田委員は、平成14年1月から公平委員会委員として本市の人事行政に御尽力いただいております。その豊富な経験や識見から委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第3号については、これに同意することに決しました。

---

#### 選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第4号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、吉富克史氏、板村壽一氏が12月10日、堀越政美氏が12月14日、中谷美智子氏が平成26年1月19日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

板村委員につきましては、平成19年12月から2期6年間にわたり、本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

吉富委員、堀越委員、中谷委員につきましては、引き続き委員としてお願いするとともに、新たに森重真智子氏を委員としてお願いするものでございます。

森重氏は、昭和46年に防府市役所に入所され、監査委員事務局監査員、図書館館長補佐などを歴任され、本年3月に退職されました。

いずれの方も専門的な知識、経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、これに同意することに決しました。

---

#### 報告第24号有限会社野島海運の経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第24号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第24号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明申し上げます。

去る11月18日、定時株主総会において、平成25年度決算及び平成26年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成25年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び貸借対照表附属明細にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと、308万6,045円の赤字となっております。

これにより、前期繰越損失金6,212万6,480円を加えた6,521万2,525円が次期繰越損失金として処理されました。

平成26年度も、引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路として、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定される予定となっております。

次に、平成26年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 28、29ページに事業報告書が記載されております。

御存じのように、昨年の平成24年11月15日から、「レインボーあかね」と新しい船が就航いたしまして、何とか島の振興と、また今後、その離島の旅客増を見込んでいなくてはないと、こういうところでございますけども、ことしもフォトコンテスト、シーサイドスクール、また島の浜市もやっているんですけど、乗船客は減少したと、こういうことでございます。

次ページの30ページには損益計算書がございます。ほかにも事業がございますけども、旅客運賃だけ見ますと2,625万7,590万円に対しまして、御存じのように赤字部分については、国・県・市で補填するということでございます。その額が9,723万4,177円とかなり高額でございます。

私も以前、議会で一般質問もさせていただきましたけども、何とかこの旅客増をしていくために、来年度から市としても何か考えられているのか、この辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 新年度の新しい事業ということで御質問でございますが、今現在、旅客増のための具体的な細かい施策と申しますか、こういうものを来年はやりますよというのは、具体的なものは持ち合わせておりません。

今年度、野島の浜市はずっと例年やっておりますけれども、浜市につきましては、海の荒れぐあいであるとか、あるいは、そのときどきの魚のとれぐあいによりまして、なかなか計画どおりに進んでいないという部分はございますが、これは継続してやっていきたいというふうに考えております。

それから、今年度は、釣り客を対象とした釣り大会を民間と協力して実施をいたしております。こういうものは引き続き続けて、できれば、より参加者が増えるような方法、そういうふうなものを考えていきたいというふうには思っております。

シーサイドスクール云々の辺につきましては、もう御存じのように継続という形で実施をするというふうに聞いておりますので、今現在、具体的なものというのは、そういうことを考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） そこで、以前も提案させていただいたんですけど、そういったイベントを中心とした旅客誘導を図っていくよりも、根本的に、今、旅客のシステムを改善することが必要なのかなと。

以前、防府市のロープウェイの話もさせていただきましたけど、一応ロープウェイの利用者も増加はしているわけです。これは、何でそうなったかという、無料券を配布したり、パスポート——定期券ですよ、定期券を発行したり、いろいろされている。

野島の住民というのは、必ず船に乗らないとこっちに來れないわけですから、そういった意味でもパスポート、定期券、こういったものも、やっぱり考えていってほしいなと。そして、例えば高齢者に対しては、例えば片道750円を500円にするとか、逆にそうすることによって収益の改善も見込めるのではないかなと思うんですよね。

それともう一点言いましたけども、市の教育委員会のほうにもお願いしましたが、野島というのは本当すばらしいところですけど、私も子どもの時代に野島に行ったことがなかったんです。ですから、やっぱり1年から6年生の間までに1回は野島に運んで、防府市にこんなところがあるんだよという、その中でやっぱり離島の教育を図っていく。こういったこともしていくと、かなり運賃、収益の改善が入ってくるんじゃないかなと。収益という観点で述べさせていただきましたけども、いろんな総合的に連動した政策をすることによって、最終的にここは改善していくというふうに思っているんですけど、今、教育委

員会と担当部局に言いましたけども、その辺の御答弁をちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 議員御質問の高齢者への助成でございますけれども、健康福祉部のほうでは、ある程度渡船の助成をしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 御存じのように、野島の島民の方につきましては、無料券というのを年間お配りしております。これも、当初始めたときの枚数に対しまして見直しを行いまして、倍増させるということも行っておりまして、

現在のところ、それをさらに増やすということは考えておりませんが、利用増に向けまして、いろいろな方策はあるであろうというふうに思っております。いろんな御意見をいただきながら、また改めて考えてみたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、私ども、茜島シーサイドスクール事業はやっておりますし、来年度も一応継続ということですが、そのほかに議員の御指摘は、恐らく野島という素晴らしい自然のそうした教育材料を使っただけの体験活動なり、そうしたことが在学中に1回はできないかという御意見かと思っております。

私ども、また、校長会等を通じまして、実際に野島を使っただけの体験活動ができるかどうか、そうしたことも探ってまいりたい、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 教育委員会につきましては、ぜひ大所高所から御検討していただいて、また議会にもその辺の議論の状況を報告いただけたらなと思っております。

それと、今、総務部のほうにつきましては、一回、その辺のコスト計算といいますか、シミュレーションといいますか、もし定期券を発行したら、どれぐらいが販売数といいますか、見込めてくるのか、そして収益がどれぐらいになるんかとか、例えば100円割り引いたらどれぐらいの乗客が増えて、どれぐらいの収益が増えるんか減るんか、減っちゃいけませんけど、その辺のシミュレーションを立ててもらって、行けるのであれば、増収が見込めるのであれば、ぜひとも採用していただきたいと。一応検討はしていただかないと、実際、本当は効果があるかもしれませんから、その辺のところはよろしく願いいたします。



以上です。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） つけ加えさせていただきますが、定期券につきましては、現状で、ございますので、定期券は現状で発行させていただいております——パスポートのことをおっしゃってますか……。定期券です、私が申しあげましたのは。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） ちょっと、言ってる意味がよくわかんなかったんで、すみません。

一応、要望いたしますけども、私が言いよるのは、例えば電車とかでも3カ月定期券とか、半月定期券とか、1年定期券とか、いろいろあるわけじゃないですか。そこを言うわけでした、一応、研究を今後していただいて、よりよい成果をおさめてくれということが私が言いたいことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第24号を終わります。

---

#### 報告第25号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第25号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第25号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府市立華浦小学校の給食調理等一部業務委託契約につきまして御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 昨年、この時期に、小学校の給食の民間委託の契約が出されました。こういうような形で報告が出されました。

昨年度は、佐波小学校と牟礼小学校をまとめて委託するという形であったと思います。競争性を、ある意味では重視するという意味で、2つ以上ある場合、それを複数の業者が一つずつとるとというような形でというよりは、むしろ競争性を、1つにして競争性を確保するというものであったらと思うんですが、今年度の入札としては華浦小学校というだ

けで、華浦小学校と前の契約が切れて、小野小学校と一緒に入札をされたんだと思うんですが、これを2つに分けて、もとに戻してやったのはどういう理由なのか。これについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。

今回、25年度につきましては、華浦小学校と小野小学校の共同調理場、それから新規には、今からまだ予定しておりますけど右田小学校、この3件を予定しております。

右田小学校につきましては、これは新規ということでございますので、3年間の委託を考慮しております、これはまた別物として、今やりたいと考えております。

今、昨年、牟礼小と佐波小につきましては、同じ5年間の委託ということで、競争性を高めるために今まで一校一校やっておったわけでございますが、2校やったらどうかという議会からの、議員さんからの検討したらどうかということもございましたので、検討いたしまして2校一緒にやったところでございます。

今回、華浦小と小野共同調理場でございますが、この2校につきましては、ドライ方式と、ドライ運用と、ちょっと給食の調理の方法がちょっと変わってまいります。変わってまいりますと言ったら御無礼ですけど、一応形態を変えております。

したがいまして、小野共同調理場と、ちょっと華浦小につきましては、今回、昨年は競争性を高めようと思って2校一緒にやったんですけど、残念ながら3者しか入ってこなかったということでございました。

したがいまして、今回は事務的な内容もございますけど、華浦小と小野共同調理場、一緒に現場説明をやったわけでございますけど、これにつきましては、個々に今回は委託しようということで、今回、別々にやったということでございます。

したがいまして、華浦小につきましては、こちらのほうの契約議案ということで計上いたしましたけど、小野小のほうは額がそこまで上がっておりませんので、こちらのほうは議案のほうにはなっておりません。できれば、競争がもう少しあればいいのですが、今、残念なことに、案内したのは10者、それから現説は6者、それから入札の参加をされたのは3者という状態でございます。この辺はまた、今から考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 次に聞こうと思っておりました入札何者かというお話まで回答いただきましてありがとうございました。

そうなりますと、ちょっと確認で聞きますが、右田小については、現時点では入札ということがしてなくて、これは少し先になると。金額的なものがよくわかりませんが、金額的なものが、この条例に基づくものであれば、次の3月議会で報告されると、こういうことでよろしいでしょうかね。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 右田小学校につきましては、12月に選定委員会をやりまして、入札が大体1月ぐらいの予定でございます。

これにつきましては、3年間の委託ということでございますので、契約金が5,000万円に満たなければ報告のほうは、ちょっと出すということは考えておりません。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第25号を終わります。

途中でございますけれども、正午になりましたんで、議案第85号以降は、午後1時から行います。

したがって、午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

---

午後1時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

#### 議案第85号二級河川の指定の廃止について

○議長（行重 延昭君） 議案第85号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第85号二級河川の指定の廃止について御説明申し上げます。

勘場川は、昭和52年7月29日に準用河川の指定を行い、平成3年度から牟礼・江泊地区における浸水対策として事業を進めておりましたが、山陽本線の横断等に要する改修経費が莫大なものとなり、早期整備に支障を来していたことから、平成13年3月13日に二級河川の指定を受け、平成13年度から国庫補助事業であります都市基盤河川改修事業として、勘場川放水路河川改修工事を施工してきたところでございます。

このたび、この事業が完了し、国土交通省への完了報告手続も終了いたしましたので、二級河川の指定を廃止するに当たり、山口県から、お手元の議案参考資料にお示ししておりますとおり、河川法第5条第4項の規定に準じて意見の照会がございましたので、同条第5項の規定により、議会にお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第85号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第86号工事請負契約の一部変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第86号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第86号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、平成25年8月の市議会臨時会で議決を得て、契約を締結し、施工をしております（仮称）市民プール建設（建築主体）工事の請負契約の一部変更についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、地中に埋設されていたコンクリート構造物等を撤去し、軟弱な地盤で工事に使う重機が安全に作業できるように盛り土を行い、子ども用プールの滑り台を増設する等のため当初の設計を変更し、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第86号については、教育厚生委員会に付託と決定いたしました。

---

議案第87号指定管理者の指定について

議案第88号指定管理者の指定について

議案第89号指定管理者の指定について

議案第90号指定管理者の指定について

議案第91号指定管理者の指定について

○議長（行重 延昭君） 議案第87号から議案第91号までの5議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第87号から議案第91号までの5議案について、一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも公の施設に係る指定管理者を指定することについてお願いするものでございます。

いずれの施設につきましても、指定候補者を選定するに当たりましては、それぞれ指定候補者選定委員会を開催し、申請のあった団体からの提案価格と提案内容について審査の上で決定いたしております。

5議案中、議案第87号、議案第88号及び議案第91号の3議案につきましても、いずれも指定管理者の指定期間が平成26年3月31日をもって満了となりますので、指定管理者の再指定を行おうとするもの、また、議案第89号及び議案第90号の2議案につきましても、新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

お手元にお示しいたしておりますとおり、防府市身体障害者福祉センター、防府市愛光園、防府市大平園、防府市なかよし園及び防府市わかさ園の5施設につきましても、平成29年3月までの3年間について社会福祉法人防府市社会福祉事業団を、防府市中高齢労働者福祉センターにつきましても、公募の上、平成31年3月までの5年間について

公益社団法人防府市シルバー人材センターを、三田尻塩田記念産業公園につきましては、平成31年3月までの5年間について三田尻塩田記念産業公園保存会を、それぞれ指定候補者として選定し、防府地域職業訓練センターにつきましては、公募の上、平成31年3月までの5年間について有限会社ビジネススクール・オカモトを、防府市サイクリングターミナルにつきましても公募の上、平成31年3月までの5年間について株式会社共立メンテナンスを、それぞれ新たに指定候補者として選定いたしましたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。  
23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） この中のうちの議案第89号と90号については、新規の指定管理ということ、そしてまた公募で行われたという形で、その関連の資料も出させていただいております。それで、少し気になりますことは、個人情報の取り扱いについてであります。

例えば、89号ですけれども、地域職業訓練センターについては、ビジネススクール・オカモトが指定管理者となるということでありますが、地域職業訓練センターで、例えばパソコンの研修だとか、そういうことを受けた人の名簿というようなものがビジネススクールのほうに漏れて、それがビジネススクールのほうの営業活動のほうに使われることはないのかどうか、そういうことの処置はきちっとしてあるのか、あるいはもう一つのサイクリングターミナルですけれども、これは共立メンテナンスという会社が指定管理になるわけですが、ビジネスホテル及びリゾートホテルを全国で69施設運営というふうに、例えば参考資料には書いてあります。

したがって、サイクリングターミナルの宿泊者の名簿だとかそういうものが、こういうビジネスホテルとかリゾートホテルの関係の営業に使われることがないのかどうか、その辺の法的なものについては、きちっと体制がとれておるのか、これについて御回答願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

ビジネススクール・オカモトにつきましても共立メンテナンスにつきましても、個人情報の保護ということで、事業計画の申請のときに、そのあたりはきちんとするような形でやりますということで計画を受けておりますので、大丈夫と思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） きちんと計画をするから大丈夫ですというようなものではな

くて、もうちょっときちっと担保をされるようなものはないわけでしょうか。これ契約だとか、あるいは条例上だとか、そういうことできちっとそういうものが担保されるようなものはないわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 契約とか担保をするようなものはございません。あくまでも、個人情報の保護については適切にやりますというものを受けて、私のほうは判断するという形です。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） ここら辺は、市の個人情報保護条例では、どのような、指定管理者についてはなっておるんですかね。委託については、たしか条例の審査の最初のときに厳しく何か審査した覚えがあるんですけれども、指定管理者について、そういうものを適用するという考え方はないんですかね。

情報公開は、指定管理者の条文は、この前、私が、入れるべきだというふうに主張したわけですが、あるいは、そういうものについての罰則ということは、条例上、ないわけでしょうか。あるいは、個人のそこで働く従事者ですね、それについては、誓約書を出すだとか、そういうことはないのかどうか、その辺について、もうちょっと明確な御答弁いただかないと、「やります」という、何かものだけで、きちっと担保されるのかどうか、ぜひ、その辺について、もう少し明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 個人情報保護条例に関しては、ちょっと今、私の記憶には、あるかないかというところまで覚えておりません。

先ほど、産業振興部長が担保するものはないというふうに、ちょっとこれも協定の内容自体を細かく把握しておりませんので、そういうふうにお答えをいたしましたけれども、協定書のほうにきちんと規定して、そういう担保はとるということでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 24番、松村議員。

○24番（松村 学君） 関連ですけど、以前、コールセンターの民間委託のときに、これも税金の滞納者に対して、税金を、滞納を何とか払ってくださいよというところで、大変個人情報にかなり配慮せんにゃいけんよねという、例えば雇っている人はパートみたいなんでしょうけど、例えば飲食店とかで話が弾んで、「何とかさんが滞納しちよったらしいよ」とか、そういった、それが防府市民だったりとか、そういった問題も議会から指摘したときに、たしか公務員の守秘義務に準じるような、何かそういった宣誓とか、そう

いった規定を設けて取り扱っていくというようなことを、もう何かやられたって聞いた記憶があるんですけど、実際、そういう形でやっていただかないと、今ちょっとびっくりしたんですけど、もうそんなもん当たり前の話なので聞かなかったんですけど、それができてないというのは非常に問題があるんじゃないかなと思いますけど、その辺について、ちょっと確認させてください。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 今、松村議員から御指摘いただいた市税コールセンター、これにつきましては、今おっしゃいましたように、まず本人からの誓約書ももらっておりますし、業務の1カ月の単位で個人情報については、再度研修といたしますか、それと、最初に指定管理といたしますか、委託するときに、応募の条件の中に、そういった会社自体が個人情報を守るという認証を受けているところじゃないと応募ができなかったということでございますので、その辺は、市税コールセンターのほうは、最初に御説明したように、きちんと対応はしております。

ただ、今、この指定管理のほうについては、ちょっと今、私のほうは情報を持っておりません。申しわけございません。

○24番（松村 学君） ですから、そういうふうに、これについても準じていかなくてはいけないんじゃないかなと思いますよね。どうなんでしょうか、総務部長、その辺は。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） ですから、先ほど申し上げましたように、ちょっと回答の仕方が非常にまずかったなというふうには私も思っておりますが、そもそもの公募の段階でそういう条件下のもとに公募しているということ、それから、先ほど私が申し上げましたように、今度、委託の協定におきましては、きちんと規定をして、そういう配慮をするということでございます。

少し不勉強でお答えが前後いたしましたことをおわび申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

○23番（田中 健次君） さっきの回答をもらわないうちには進めてもらっては困りますが。

○議長（行重 延昭君） ちょっと、暫時休憩します。今、調査しておるそうですから。

午後1時18分 休憩

---

午後1時28分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。総務部長。



○総務部長（吉川 祐司君） 大変失礼をいたしました。

個人情報保護条例、第12条の2に、指定管理者等に公の施設を管理をさせるときには必要な措置を講じなければならないという規定がございます。それを受けまして、34条に罰則規定として、「実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイルを提供したときには、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」という規定がございます。

大変、不勉強で失礼をいたしました。こういう規定のもとに、職員はきちんと職務をやっておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今言う、その個人情報の中に宿泊者の名前だとか住所も含まれるということはいいわけですかね。あるいは、パソコンのその研修会か何かの受講者の氏名だとか名簿も、その個人情報に含まれて、それを漏らしてはならないということはいいわけですかね。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 続けて35条を読ませていただいたほうがよかったかと、今思います。

「前条に規定する者が、職務上又は受託業務若しくは管理業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と。全部がだめなのかどうかというのは、ちょっと微妙なところはございます。

ただ、個人の秘密であったり、第三者の不正な利益を得る目的で提供したということに関しましては、こういう規定になっています。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） そうなりますと、第三者になるのかどうかわかりませんが、その指定管理を受けた会社が指定管理の本業のほうですね、指定管理を受けるんじゃない本業のほう、ビジネススクールの業務、あるいはビジネスホテル経営の業務、そちらのほうに使うということは、これは第三者への情報提供になるという考え方でいいわけですかね、この場合には。同じ人なんだけど、第三者というふうに言えるのかどうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自己もしくは第三者の不当な利益、自己も含めての不当な

利益に関するものについてということで御理解いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） わかりました。そういう形でして、委託について、たしかそうだったと思うんですが、指定管理者についても同じような形で厳しい措置がとられておると、個人情報保護条例でですね。その辺については、そういう形でなっているということで安心をいたしました。そうしてみると9月議会の私の一般質問で、情報公開については指定管理者について、それが甘くなっているということだけここは指摘して、質疑を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

ただいま議題となっております5議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第91号までの5議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第87号から議案第91号までの5議案については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第92号防府市行政経営改革大綱について

○議長（行重 延昭君） 議案第92号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第92号防府市行政経営改革大綱について御説明申し上げます。

本市では、これまで4回にわたり行政改革大綱等を策定し、その都度時代に応じた行政のあるべき姿を念頭に行政運営の健全化、効率化、スリム化のための行政改革に不断の努力で取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、本市を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化などにより大きく変化しており、新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ適切に対応することが求められております。

そのためには、今までの行政運営を、市民と行政が互いに協働していくための信頼関係を築き、民間企業の経営理念や手法を積極的に取り入れ、限られた行政資源を効果的に活用する行政経営に転換することが必要となってまいります。

この行政経営改革大綱は、本市の将来都市像の実現を支える基盤である行政運営の考え方、方法等の見直しの指針となるものであり、市民との協働を通して持続的に発展していく防府づくりに向けた行政経営の確立を改革の基本理念として、改革の実現に向けて取り組むべき方向性を示した4つの基本方針、6項目の改革の推進施策等を明らかにするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第92号については、総務委員会に付託と決定をいたしました。

---

#### 議案第93号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第93号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第93号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成26年4月1日から、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、住民の交通災害共済に関する事務を共同処理する団体に下松市、長門市及び山陽小野田市を加えることに伴い、関係地方公共団体と協議して、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約を変更することについてお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第93号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第94号防府市男女共同参画推進条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第94号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第94号防府市男女共同参画推進条例の制定について御説明申し上げます。

第二次安倍内閣においては、女性の活動促進が国の成長戦略の中核として位置づけられており、性別にかかわらず互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が求められております。

本市におきましても、男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでまいりましたが、男女の不平等感や自由な活動の選択を妨げる要因も根強く、いまだ多くの課題が残されております。

本条例は、男女共同参画に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することにより、これらの課題を解消し、男女共同参画社会を実現することを目的として制定しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておるとおりでございますが、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにすること、男女共同参画に関する施策の基本事項を定めることなど、必要な事

項を定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第94号につきましては、教育厚生委員会に付託と決定をいたしました。

---

#### 議案第95号防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

#### 議案第96号防府市事務分掌条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第95号及び議案第96号の2議案を一括議題といたします。

なお、議案第95号に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づき、教育委員会の意見を求めたところ、お手元に配付しておりますとおりの回答がございました。

それでは、理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第95号防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定及び議案第96号防府市事務分掌条例中改正について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、行政経営改革大綱の策定により、経営の視点に立った行政運営を行うに当たり、政策立案機能を強化し、また、効率的な行政運営を行うことができる事務機構に再編するため、所要の条例の一部改正及び条例の制定を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、まず、議案第96号防府市事務分掌条例中改正についてでございますが、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、総務部、財務部及び教育部の一部を新たに総合政策部とし、さらに、財務部の一部を生活環境部及び産業振興部として、それぞれ再編することに伴いまして、分掌事務の整備等をしようとするものでございます。

次に、議案第95号防府市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定についてで

ございますが、先ほど説明いたしましたとおり、教育部の一部を総合政策部として再編することに伴いまして、教育委員会の職務権限のうち、文化及びスポーツに関する事務について市長が管理し、及び執行するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） この事務分掌条例について、まずお尋ねしますが、総務部と、それから総合政策部という形で現在の総務部と財務部を再編するということの意図はそれなりに理解ができるわけでありますが、これまでの経緯だとか、そういうことからの行政の側としての総括がどういうふうになっているのかということの一つお聞きをいたしたいと思います。

一つは、競輪についてでありますけれども、競輪は、かつては経済部、現在の産業振興部が所管をしておりました。それを、今回産業振興部に戻すということになるわけですが、競輪を、当時の経済部からだったと思いますが、産業振興部に移す際においては、これは松浦市長がそういう形でされたわけですが、財政的な寄与を競輪ですると、そういう位置づけの中で財務部のほうに持ってきたわけですが、それをまた戻すということは、一体どういうお考え方なのか、この辺について、まずお聞きをしたいというのが一点です。

一問一答ですから、それでまずお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 組織の編成につきましては、これまでもいろいろなその時期時期に合った形で再編をしてまいりました。

当時、財務部というこれまで防府市になかった組織を編成するに当たりまして、財政、いわゆるその収入という観点から競輪局を捉えて財務部というふうに配属をされた——配属といたしますか、編成をされたものだというふうに思っております。

今回は、総合政策部を設置するに当たりまして、防府市の今必要である総合政策、いわゆる政策決定の部分というものと、それから地域振興、いわゆる地域づくりというものについて重点的にやれる部署をつくらうということで、再編をし直すということで、競輪局につきましては、財政収入という面はございますけれども、従前である産業振興部、産業という位置づけのほうに、今回は編成をしかえるという考え方をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、その競輪の問題を取り上げたのは、当時も私は競輪を収入という形でそこに移すのがどうかというふうなことで、若干疑義を持っておったわけですが、しかし、そういうふうにされるということで、それは一つの当時の考え方であったわけですが、いかにも収入を図るというような思いつきのような形に見えたわけですね。

今回、それでもとの姿に戻したわけですから、それについてはよしとしましょう。今回、スポーツとか文化を地域振興という観点で、今度移されると。これもまた、十何年前の競輪を移したような形の思いつきになりませんかということに危惧しておるわけでありまして。

その点で一つ、これについては、この重要政策等の説明資料を見ますと、市民参加はないと。これは行政内部だけで検討したということになっておるわけでありまして、行政内部で、この間どういうふうに見て検討されてこういうふうになったのか、行革委員会にもこの問題は出ていないと思います。

その点で、どういう形の、内部で検討されてこういう形になったのか、ちょっとそれをお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） いわゆる文化・スポーツにつきましては、文化というののもともと教育委員会の所管であるというのは国の法律のほうに書いてございまして、教育委員会ですべて所管してきたわけでございますけれども、平成20年に国の法律が一部改正されまして、地域づくりという観点から、市長部局のほうで所掌できるようにするという趣旨の改正がございました。

これまで、いわゆる地域振興という部分は自治会であるとか、あるいはそれに関連するところで防府市としてはやってきたというふうに思っております。

文化につきましては教育というジャンルで、スポーツにつきましても教育というジャンルで行われてきたというふうに思っております。

最近のいろいろな、いわゆる自治会であるとか、コミュニティであるとかという考え方と申しますか、これをどうしていくべきであろうかという考え方の中で、やはり地域づくりというのが、今、行政における、その地域に対する、市民に対する一番大きな課題ではないかというふうに捉えておきまして、そういう意味におきまして、文化というのは、本来、これ言葉の意味と申しますか、遊びと申しますか、遊びと申したらちょっと失礼なんですけれども、文化という言葉がどういうものかという申すと、やはり文化は、そこに住んでいる人の長い歴史であり、あるいは今の生活の様態であり、そういうもの全て含んで文化と

いうものであろうというふうに思っております。

行政でいう文化・スポーツの振興というのは、そのごく一部を今までやってきたに過ぎないというふうに思っております。これは、市長部局に移すことによりまして、じゃあどのぐらいのことができるのかということになりますが、それは、今の時点では、そんな壮大なものではなくて、やはり今までやってきた文化・スポーツに少し枠を広げていくというレベルになるのかもしれないけれども、今後、市の行政の組織という部分でもなくて、いわゆる住民のコミュニティであり、地域文化でありということを考えてときに、文化・スポーツを市長部局のほうに移管して、総合的に振興していくといたしますか、地域づくりに役立てていくということが、今必要な時期ではないかということで、個別に、いついつこういう協議をしましたということは、ちょっと記録も余りとしておりませんので申し上げにくいところでございますが、庁内のこの行政改革に係る推進本部というのを設けておりますけれども、そこでは、これまで幾度か協議をして、こういう結論に至ったものでございます。

御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 地域づくりだとか、そういうものに関係をするという話は一定程度理解できますが、ただ、先ほど総務部長が答弁される中で、教育というものを、狭い意味の学校教育という形で捉えておられるのではないかとというのが、ちょっとそういう感じがいたしたのが気になります。

地域づくりということでは、やはり生涯学習、これが大きく地域づくりと関係があるわけですね。地域のそういうコミュニティづくりだとかいうことの中で。そういうもので生涯学習を担当する部署から文化とかスポーツが切り離されると、このことについてはちょっと危惧を持っておるとのことだけ申し上げて、私の質疑を終わります。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

ただいま議案となっております2議案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第95号及び議案第96号の2議案につきましては、総務委員会に付託と決定をいたしました。

---

#### 議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第97号を議題といたします。



理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第97号防府市行政財産使用料徴収に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、本市の施設使用料等を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、御承知のとおり、消費税法等の改正により、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税率を含め、5%から8%に引き上げられることとなり、本市の使用料等のうち、消費税及び地方消費税の課税対象となるものにつきまして、使用料の額等を改定する必要が生じたので、対象となる33の条例を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ただいま市長から御説明がありましたように、今回は33の条例にかかわる問題でございますが、全体として、この消費税率を引き上げることによって、この33条例にかかわって、どのくらいの影響額となるのか試算をされておりましたらお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） それでは、今、消費税率の改正に合わせて、防府市のここにある33条例でどのくらい影響が出るかということでございます。

実は、算定の方法としましては、平成25年度の当初予算のうち、消費税にかかわるものを5%と8%で算定しております。この金額は約650万円です。これは、今この33条例だけです。改正は出てますけれど、規則も一部改正が出てまいりますので、それも含めたもので約650万円という算定をしております。（後刻訂正あり）

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 提案理由にも書かれてございますが、今後、地方消費税が、これは増額されていくということになるとお思いますけれど、そのあたりの見通しについてはいかがでございませうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 今の地方消費税についての影響額ということで、今回、吉村議員のほうから一般質問も出ておりますけれど、ここでちょっとその算定についてお話

ししたいと思います。

今現在、5%の場合で、今年度の当初予算が約10億4,000万円ほど地方消費税が、計上しております。これが8%になった場合、今まで地方消費税1%ですから、単純な計算としまして、これが1.7%になりますので10億7,000万円程度ということで、その差額の7億何がしがアップになってまいります。

もう一度言いますと、今現在が10億4,000万円でございます、それに対するアップとしまして17億6,800万円程度で、今、試算しております、増額が7億2,800万円程度の増額となる予定でございます。

ただ、これは一つ難しいところがあるのは、消費税が4月1日から上がっても、防府市の地方消費税のほうへ、即反映してくるわけじゃなくて、一遍国に入って、それが国からまた県へ入ってきて、防府市のほうのこの地方消費税交付金に入ってきます。

そうすると、半年以上のずれが出てきますので、単純に26年度の当初でこの算定が見込まれるものではございません。そこはちょっとまだ、完全に、今度新年度に、今から、今計上はしていますけれど、どういうふうに入るかは、もう一度国の考え方をよく勉強してみないとわかりません。

ただ、先ほどの金額は、あくまでも1%が1.7%に算定された場合に、こういった影響額が出るということで御理解賜りたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 私が質問しようと思っていたことの2つを、今、山本議員のほうから質問されたので、その点は省きますが、それから、市のほうとすれば、今の2つは財政的にプラスになる面だと思うんですが、マイナスになるということもあるわけで、消費税で今まで5%払っておるものが、今度8%になれば、今度の補正予算で債務負担行為が一部変更があったりというのは、5%から8%への対応ということだと思うんですが、そういう形で、今まで1,050円で買われたものが、今度1,080円でないと買われないというような形で、30円高くお金を払わないといけないということになるんだろうと思うんですが、そういうことによる市の歳出の増加というのはどれぐらいになるというふうに、今時点で把握されておるでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 今、田中議員からの御質問で、歳出のほうの影響がどのぐらいあるかということでございます。

これにつきましては、今、平成25年度の当初予算ベースで6億4,000万円ぐらいの、今、消費税の関係がございます。それにつきまして——ちょっと失礼します、資料を

確認します。

それで、歳出のほうの25年度当初予算のベースにしまして、今の5%を8%にしましたところ、約3億8,000万円の歳出の増額になるということで、今、見込んでおります。

それと、ちょっと先ほど山本議員のほうの御質問で金額言いましたけれど、これ実は、この中で、今この33条例の中には水道と下水が入っておりまして、これを除いた一般会計部分の金額が650万円になるということで、水道と下水については、ちょっと今、うちのほうで算定は、申しわけないんですけど、しておりません。ちょっとこれ、おわびと訂正です。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今、手元に持っておりますのは、平成9年の3月議会、3%から5%へ引き上げる際に、一般質問で私がいろいろ聞いておる、その際の会議録の資料ですが、その場合に3%から5%に2%上がるときに使用料の増というものは400万円ということでありましたから、それが今度2%でなくて3%上がるので、当時は400万円だったのが650万円になると。

それから、歳出において2億5,000万円程度というふうに2%のときに言っていたから、それが今度3%上がると3億幾らですか、ちょうど1.5倍ぐらいの数字になるんだというふうに見ておりました。

それで、このときには、先ほど地方消費税が導入される云々で、今7億2,800万円の増額というふうに言われましたけれども、多分、国のほうは、そのほかの税制改正をやって地方消費税の増えた分を幾らか地方から奪い取るということをされるんだろうと思います。このときも、平成9年もそういうふうにされました。

だから、最終的に、プラス7億2,800万円、マイナス3億8,000万円ですか、プラス650万円という計算にはならないんだろうとは思いますが、平成9年のときにも、結局それで差し引き3%から5%で、市民から400万円ほどたくさん負担してもらうようにして、トータルの数字で9,000万円ほど市の財政としては潤うという形になったわけです。

今回も5%が8%になれば、市の財政とすれば潤うわけですね、多分。先ほどのプラス7億円の分を税制改正で若干マイナスにされるにしても。そういう形であれば、この5%を8%に上乘せする必要性がどれぐらいあるのか。この消費税については、法的に義務がないわけですね、法的な義務が。

だから、したがって、5%を8%にしても罰則規定もないわけですね。そういう意味

で、あえてこれを上げるという理由についてお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 田中議員の御指摘の入りと出の話をさせていただきましたけれど、実は、これに地方交付税制度というのがございます。

これは、単純に入りが増えてくると、その分だけが市の全体の基準財政需要額、必要な経費と、基準財政収入額で入ってきた、これの差し引きで地方交付税を算定されます。そうした場合、今の地方消費税が、例えば7億増えても、率で言うと、これの75%は、実はカットという言い方は変なんですけれど、その差し引きで取られてしまいますので、実際に、防府分の、例えば7億3,000万円の入りが増えたとしても、交付税の制度を通してしまいますと、入りが1億8,000万円しか増えないという、単純計算です。ほかにまだまだいろんな要素がありますけれど、そうなります。そうすると、入りが1億8,000万円増えても、出のほうは3億8,000万円増えるということは、約2億円の赤という、単純な計算ではなりません。

ただ、先ほどもおっしゃったように、今から税制改正、地方交付税だけの改正じゃなくて自動車の関係の税の問題、いろんなことが、今、国会のほうで議論されております。

ですから、ただここで単純に今の消費税の増でわかる範囲内で計算したものは、今言ったように、実は2億円の赤になってしまうと。これは、非常に防府市にとっては苦しい選択になりますけれど、そういった意味では、皆さんへの消費税の転嫁なり、その改正はぜひやらなくてはいけないと思いますし、このたび10月に財政主管課長会議で県内13市のそれぞれの対応を聞いております。防府市を除いた12市中、全部が一応、転嫁は当然しますと。議会への上程は、1市を除いては、12月議会で皆上程しますと。1市は、3月議会で上程するというところでございました。

県内もそういった状態で、ほかがやるからやるというわけじゃございませんが、これはどうしても、国の制度としまして、消費税の改定につきましては、ぜひ市民の皆さんの御理解を得ながら改定をさせていただきたいと思いますので、どうぞ御理解よろしく願います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 質疑というよりは、この分は委員会にも付託されますから、基本的なところだけ意見を言って終わりますが、もし、そういう形で防府市の財政的に大幅なマイナスが出るということであれば、これは大変憂慮すべき事態ですよ。

私は、3%が5%になったときに、市とすれば、これは3月議会だったんで、かなり税制改正の内容も盛り込んで議論をしたわけですけども、そのときには9,000万円ぐ

らい市とすればプラスになると。全体的に、国民が税の負担額が増えるわけですから、市として増えるというのは、ある意味では、当然そういう形になるんだろうと思うんですが、今回、それで国民の負担が増えて、なおかつ市の財政的なものがマイナスということになるのであれば、これはゆゆしき問題だと思うんですよね。この辺については、ぜひ市長会だとか、あるいは我々の議長会のほうもそういう動きをしないといけないのかもしれませんが、国の税制改正でそういうことにならないように、この辺についてはきちっとしていただきたいということだけ、今申し上げておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第97号については、関係各常任委員会に付託と決定をいたしました。

---

#### 議案第98号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第98号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、留守家庭児童学級の保育料等の規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、現在、留守家庭児童学級の保育料等は、公の施設の使用料として位置づけられており、消費税が導入された平成元年からは条例中に、保育料等には消費税を含む旨を規定しておりましたが、今回の消費税法の改正に伴う検討の中で、平成10年の児童福祉法の改正により、留守家庭児童学級の保育料等については、消費税が非課税とされたことが判明いたしましたので、条例中、保育料等の消費税に関する部分の規定を削除するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号については、原案のとおり可決をされました。

---

#### 議案第99号防府市自転車競走実施条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第99号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第99号防府市自転車競走実施条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、災害等により防府競輪場において防府競輪を開催することが困難となった場合に、防府競輪を全国いずれかの競輪場において開催できるようにするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第99号については、原案のとおり可決をされました。

---

議案第100号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第100号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第100号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、同法により保護等の対象となる者の範囲が拡大されたことに伴い、本市の市営住宅の入居者資格に関する規定等についても範囲を拡大しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号については、原案のとおり可決をされました。

---

議案第101号防府市災害派遣手当等に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第101号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第101号防府市災害派遣手当等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、大規模災害からの復興に関する法律の規定に基づき、復興計画の作成等のため本市に派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給することができるよう条例を改正しよ

うとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第101号については、原案のとおり可決をされました。

---

#### 議案第102号防府市水防条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第102号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第102号防府市水防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、水防法の改正に伴い、浸水想定区域内の大規模な工場、その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して条例で定める用途及び規模に該当するものについて、当該施設の所有者または管理者からの申し出があった場合には、市町村地域防災計画に当該施設の名称及び所在地を定めることとされたため、対象とする施設の用途及び規模について省令で定められた基準と同等の基準を設けるため、防府市水防条例を改正するもの及び条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。23番、田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 新たに条文ができます、この第7条ですが、大規模工場等というもので、これが、先方がそれを望まなければここには名簿みたいに載らないわけでしょうけれども、これに当てはまる対象の事業所の数といたしますか、工場の数はどれぐらい、



現在あるのか。大まかな数字でいいのでお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問ございました、これに該当する施設、事業所ということでございますが、今、私どものほうでは調査を進めている段階ですが、数件程度にとどまるであろうというふうな判断をいたしておるところでございます——すみません、現調査段階では1カ所というふうになっておるようでございます。大変申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第102号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第103号平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）

○議長（行重 延昭君） 議案第103号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第103号平成25年度防府市一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,240万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を375億5,802万3,000円といたしております。

第2条の繰越明許費につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、子ども・子育て支援新制度対応システム構築事業の繰越明許費を設定するものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、6ページの第3表にお示しいたしており

ますように、議会だより印刷経費ほか6件を追加し、次に、不燃ごみ収集運搬業務委託を廃止するとともに、防府市身体障害者福祉センター外4施設指定管理経費ほか2件の限度額を変更するものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、7ページの第4表にお示しいたしておりますように、一般廃棄物処理事業ほか2件にかかわる限度額を減額いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

最初に、本年度実施いたしました給与減額支給措置や人事異動等によります給与関係費の補正につきまして御説明を申し上げます。

52ページの給与費明細書の補正をお願いいたします。

52ページでは、特別職の給料及び共済費の補正を計上いたすとともに、53ページから54ページまでにおきましては、一般職の給料、職員手当及び共済費の補正の総額及び増減額の明細を計上いたしております。

また、補正につきましては、12ページの議会費から49ページの教育費までの各費目に振り分けておりますことを申し上げ、以下、これら給与関係費以外の補正につきまして、その主なものを歳出から御説明を申し上げます。

12ページをお開きくださいませ。

12ページ下段から15ページまでの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、15ページ上段の防災広報啓発推進事業におきまして、山口県による津波浸水想定図等の公表のおくれに伴いまして、本年度の津波ハザードマップの作成・配付等の事業実施が困難となりましたことから、津波ハザードマップの作成・配付に係る経費の減額を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る国庫補助金の減額をあわせて計上いたしております。

次に、防災情報伝達体制整備事業につきましては、エフエムわっしょいを活用した緊急時の防災情報等の伝達を実施いたしておりますが、エフエムわっしょいの難聴取地域を改善するための周波数の変更に伴いまして、本年度予定しておりましたラジオの購入及び設置に係る経費の減額を計上いたすとともに、送信所を移設する費用の一部を助成する経費を計上いたしております。

次に、6目財産管理費の市庁舎管理業務につきましては、新年度からの組織改編に伴います庁舎の改修費用及び備品等の配送委託料を計上いたしております。

次に、9目企画費の山頭火ふるさと館整備事業につきましては、山頭火ふるさと館の整

備に関しますアドバイザー会議に係る経費及び資料収集に係る旅費等を計上いたしております。

次に、20ページ下段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の災害時要配慮者支援事業につきましては、新たに、災害時に配慮が必要な方に対します支援計画の策定等のため設置いたします（仮称）防府市要配慮者支援計画策定協議会に係る経費を計上いたしております。

次に、22ページ上段の5目障害者福祉費の障害者福祉関係業務につきましては、平成24年度補助事業費の確定に伴います障害者自立支援医療費負担金等の国・県返還金を計上いたしております。

次に、介護・訓練等給付事業及び障害児支援給付事業につきましては、障害者福祉サービスを利用される方の増加等によります審査支払手数料及び扶助費等の増額を計上いたしております。

また、歳入におきましては、事業費の増額に伴います国庫負担金及び県負担金の増額をあわせて計上いたしております。

次に、22ページ下段から25ページまでの2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、25ページ上段の子育て新システム準備業務におきまして、子ども・子育て支援新制度に対応するシステム構築に係る経費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る県補助金をあわせて計上いたしております。

次に、26ページ中段の4款衛生費1項保健衛生費6目環境対策費の地球温暖化対策事業につきましては、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金の申請件数が当初の見込みより増加いたしておりますので、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の増額を計上いたしております。

次に、28ページ下段の4項清掃費2目塵芥処理費のごみ再生・利用促進事業につきましては、来年度から実施をいたしますごみの新分別収集に伴います専用コンテナの購入及び外国語ガイドブックの作成に係る経費を計上いたしております。

次に、ごみ収集運搬業務につきましては、ごみの新分別区分用の違反ごみシールの作成に係る経費を計上いたしております。

次に、30ページ下段の6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費の経営所得安定対策直接支払推進事業につきましては、県の交付決定に伴いまして、消耗品費を減額するとともに経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金の増額を計上いたしております。

また、歳入におきましては、県補助金の増額をあわせて計上いたしております。

次に、34ページ上段の7款商工費1項商工費2目商工振興費の商店街活性化事業につ

きましては、商店街の空き店舗に出店される事業者に対する補助金の申請件数が当初の見込みより増加いたしておりますので、空き店舗活用促進事業補助金の増額を計上いたしております。

次に、3目観光費の観光施設等管理事業につきましては、東大寺別院阿弥陀寺の山門付近の修景整備に係る工事費を計上いたしております。

次に、36ページ下段から39ページまでの8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費につきましては、39ページ上段の幹線道路整備促進事業におきまして、一般国道2号富海拡幅事業の関連事業といたしまして、市道石原5号線に雨水函渠を新設する工事費及び立木伐採補償費を計上いたしております。

次に、44ページ下段から47ページまでの10款教育費3項中学校費1目学校管理費につきましては、47ページ上段の中学校運営事業におきまして、市内在住の竹村荘一郎様から御寄附をいただきました華陽中学校の図書充実のための指定寄附金を活用いたしました図書購入費を計上いたしております。

次に、同じページ中段の4項社会教育費7目図書館費の図書館運営事業につきましては、市内在住の山路智様、藤井三男様、佐古淳子様から御寄附をいただきました防府図書館の児童図書充実のための指定寄附金を活用いたしました図書購入費を計上いたしております。

次に、48ページ下段の11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費の現年農業施設災害復旧事業につきましては、本年7月及び8月の豪雨で被災いたしました台道岡条農地ほか4カ所の農業用施設に係る災害復旧工事費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、本事業に係る分担金をあわせて計上いたしております。

次に、50ページの14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を6億3,054万円といたしております。

次に、歳入でございますが、歳出で御説明申し上げました以外の補正につきまして、御説明を申し上げます。

8ページをお開きくださいませ。

3段目の15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる「地域の元気臨時交付金」につきましては、国による交付額の算定に伴いまして、本年3月の定例市議会において計上いたしました交付金との差額を計上いたしております。

また、地域の元気臨時交付金の充当対象となる各事業につきまして、市債等から国庫補助金への財源の組み替えに係る補正を計上いたしております。

最後に、10ページ下段の22款市債につきましては、地域の元気臨時交付金との組み替えに伴います各事業の市債の減額等を計上いたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第103号については、予算委員会に付託と決定をいたしました。

---

議案第104号平成25年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第105号平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第106号平成25年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第107号平成25年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第108号平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

議案第109号平成25年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第110号平成25年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（行重 延昭君） 議案第104号から議案第110号までの7議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第104号から議案第110号までの7議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、1ページの議案第104号平成25年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、次に、9ページの議案第105号平成25年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、19ページの議案第106号平成25年度防府市索道事業特別会計補正予算（第1号）、29ページの議案第107号平成25年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、39ページの議案第108号平成25年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）、47ページの議案第109号平成25年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び59ページ、議案第110号平成25年度防府

市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の計7会計につきましては、人事異動や給与減額支給措置等による給与関係費を補正し、同額を一般会計からの繰入金等で調整をいたしているものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第104号については総務委員会に、議案第105号から108号まで及び議案第110号の5議案につきましては環境経済委員会に、なお、議案第109号については教育厚生委員会にそれぞれ付託と決定をいたしました。

---

○議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月5日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いをいたします。長時間お疲れでございました。

午後2時33分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月2日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 田 中 敏 靖

防府市議会議員 和 田 敏 明